

現下の経済変動に対応するための特別融資について

1 現下の経済変動に対応するための特別融資（区融資あっせん制度）

新型コロナウイルス対策緊急資金、新型コロナウイルス対策事業多角化・業態転換資金を拡充し、コロナ禍に加え、原油価格や原材料費の高騰、国際情勢など現下の複合的な要因による経済変動により事業活動に影響を受けている区内中小企業への資金繰り支援を強化する。

(1) 現下の経済変動に対応するための緊急資金

（現在の新型コロナウイルス対策緊急資金を拡充）

対 象	申請日を基準とした直前1か月間の売上高又は営業利益が前年同期又は令和元年同期に比べ減少していること。創業1年未満の場合は、直前1か月間の売上高又は営業利益が直前3か月間の平均に比べ減少していること。
使 途	運転資金
融資限度額	運転資金1,500万円以内
返済期間	8年以内（元金据置24か月を含む。）
契約利率	1.7%（区利子補給 1.7%、本人負担 0%）
申請時期	令和4年6月下旬より受付開始

(2) 現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金

（現在の新型コロナウイルス対策事業多角化・業態転換資金を拡充）

対 象	事業多角化または業態転換を計画する中小企業者であり、以下の①②のいずれかに該当すること。 ①申請日を基準とした直前1か月間の売上高又は営業利益が前年同期又は令和元年同期に比べ減少していること。 ②創業1年未満の場合は、直前1か月間の売上高又は営業利益が直前3か月間の平均に比べ減少していること。
使 途	運転資金または設備資金
融資限度額	①運転資金2,000万円以内 ②設備資金2,000万円以内
返済期間	8年以内（元金据置24か月を含む。）
契約利率	1.7%（区利子補給 1.7%、本人負担 0%）
申請時期	令和4年6月下旬より受付開始

(3) 特別相談窓口等

現行の経営相談事業において、特別相談窓口を設置し、現下の経済変動により事業活動に影響を受ける中小企業から経営上の相談を受け付ける。

また、中小企業支援員による訪問相談において、資金繰りを含む経営課題について伴走型支援を強化する。